

○議長 小田 武人君

8 番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

8 番、辻本です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めにですね、通告書の要旨（2）の②平成 26 年、中小企業基本法と書いていますが、実は、これは小規模企業振興基本法の間違いですので、御訂正をお願いいたします。

実は私ですね、ちょっと声が聞きにくいかもしれません。風邪気味で、前回も風邪気味やったような気がします、ここに立つなということだと思います。まあしかし、提出しておりましたので質問させていただきますが。

まずですね、私の質問の趣旨でございますが、そこに記載しておりますように、この第 5 次芦屋町総合振興計画、基本計画の中にですね、活力ある産業を育むまちというのをですね、掲げてあります。私は、町の発展、まちづくりというのは、産業の振興が原点であると思っております。町内の実情を見ても、人口の減少、それから少子高齢化による消費低迷に拍車をかけていると思っておりますが、農業・漁業・商工業者の産業分野と観光の連携がうまく進むことができれば、元気なまちづくりに直結するものではないかと考えています。執行部は、現在、地方創生法に基づいて、精力的にさまざまな事業に取り組んでおられることは重々承知しておりますけれども、このことを踏まえた上で、産業の振興策に関してお尋ねさせていただきます。

要旨 1 の商業の現状と課題ということでございますが、産業というのはですね、非常に幅広く、分野にわたりますので、きょうはこの商業に絞ってお尋ねさせていただきます。

現在、町は空き店舗活用事業、それから創業等促進支援事業、企業誘致事業、地域振興券発行事業、特産品開発事業、農商工連携事業等々への支援を行っておられますけれども、まずその実績と課題について、どのように捉えてあるかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それでは要旨 1 の現在の空き店舗活用事業、創業等促進支援事業等々の実績と課題についてお答えいたします。

町では、中小企業の新たな事業の創出や後継者の新分野への挑戦を応援することで、地域に活力を与え、経済を活性化することにより、需要の増大や雇用を創出することを目的に平成 26 年 12 月に芦屋町創業等促進支援事業及び芦屋町空き店舗活用事業に関して、要綱を創設しております。

まず、空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりを目的とした、芦屋町空き店舗活用事業

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

補助金、これを申請された方ですが、平成 26 年度は 1 件、平成 27 年度は 1 件、28 年度に 2 件、29 年度は 1 件、計 5 件の事業者でございます。業種は飲食サービス業が 4 件、生活関連サービス業の美容が 1 件、計 5 件に 192 万 6,000 円を支出しております。

次に、芦屋町創業等促進支援事業補助金を申請された方は、平成 27 年度は 4 事業者、28 年度は 3 事業者、29 年度の現在までに 2 事業者、計 9 件の事業者から申請がされております。そのうち補助金の額が決定し、支給した事業者は、27 年度中に開業した 2 事業者、28 年度は 4 事業者にそれぞれ 200 万円、計 6 事業者に 1,200 万円を支給しております。

空き店舗活用事業補助金の課題としましては、補助対象となる地域を商業地域の区域内と限定していること。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略で支援・推進していく業種が、現在、対象となっていないこと、町内で増加する空き家の活用が図られていないこと等が課題と考えております。

また、創業等促進支援事業補助金の課題としましては、補助対象業種が日本産業分類の製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業及び生活関連サービスに属する事業に対して、補助金の額を一律としていること。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略で支援・推進していく業種が、現在、対象となっていないことが課題と考えております。

次に、企業誘致条例につきましては、平成 21 年に芦屋町工場誘致条例を廃止して、新たに制定いたしました。平成 26 年度に事業所の指定基準である投下固定資産総額並びに常時従業員数の基準を下げる条例改正を行っております。この改正以降に、この条例による奨励措置が行われた企業は、平成 27 年に新設された有料老人ホーム グランドメゾン 月のうさぎ 1 件となっております。芦屋町での新たな企業誘致が進まない要因としては、町内に有効利用できる土地が少ないことではないかというふうに考えております。

次に、特産品開発及び農商工連携の実績と課題でございますけれども、平成 25 年に芦屋町観光基本構想では、4 つの重点事業を定め、その中に、あしやグルメ開発プロジェクトを事業展開するために、商工会において、芦屋町の地域資源を活用した、芦屋町ブランド構築による経済活性化に取り組んでおります。

この委員会及び専門部会は、福岡県、航空自衛隊芦屋基地、福岡県商工会連合会、観光協会、遠賀漁協、料理研究家、メディア関係者、芦屋町等の連携により、芦屋町の農水産物等を活用したメニュー開発や特産品開発を行い、現在までサワラのみそ漬、サワラみりん、サワラおやき等を開発し、長野県松本市や東京都の日本百貨店しょくひんかんに出店し、また本年 2 月に開催した第 1 回さわらサミットでも販売するなど販路の開拓に取り組み、現在はスーパーはまゆうでも販売しております。

今年度は、県内でも有数の赤シソの産地ということもあり、この赤シソを活用した赤しそ純米

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

梅酒、これを開発・販売し、また、航空自衛隊芦屋基地との連携による、海の町あしやの水産資源であるサワラ、ヤリイカを活用したシーフードカレーを商品化し、11月に東京都で開催された、ニッポン全国物産展で販売を開始いたしました。

課題としましては、芦屋町の地域資源を活用した特産品開発に平成26年度から取り組んでおりますが、材料であるサワラの確保や、安定して販売できる販路の開拓、そして、芦屋町の農水産物にどのような付加価値をつけることが課題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、実績と課題の説明を受けました。その課題の中ですけれども、空き店舗活用事業と創業等支援事業についてですが、まずですね、創業を計画する場合、空き店舗が活用できるエリアはどのようなになっていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在の補助金交付要綱では、芦屋町用途地域における商業地域の区域内ということで定義をしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

商業地域のエリアということでございますけれども、私が大体聞いているのは、正門通り商店街の交差点のところから、大吉のところの交差点というふうに聞いています。中心市街地という概念からすればですね、大体商圈範囲というのは半径500メートル、これが一般的な見方です。したがって、そういう視点からすれば、もっと拡大していくべきではないかと思いますが、この拡大に対する検討はされておりますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在の芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱は、中心市街地の空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりのために平成26年12月に創設しております。

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

この要綱では、今申しましたように、空き店舗とは、芦屋町の用途地域における商業地域の区域内で、商業活動または事務所のように供していた町内施設で、連続して 3 月以上営業されていないものと定義しております。このため、商業地域以外の場所にある空き店舗を借りて出店しても、この補助金の対象とはなっておりませんが、現在、この定義の区域について、見直しを行っているところでございます。また、区域を拡大することによって、町内で増加している空き家の利活用にも着目し、対象を空き家に拡大することもあわせて検討中でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

ただいま、今のエリアを少し拡大する考え方はあるということでございますので、その点、ぜひ前向きにですね、進んでいただきたいと思います。

今、ちょっと話が出ましたように、空き家対策というのは一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、その中でも取り組んでおられますけれども、この創業支援についてもですね、空き家住宅を活用して創業しようということもあり得ると思います。したがって空き店舗もですね、空き家対策の中で活用できる仕組みづくりというのを考えてはどうかと思いますが、この件についてよろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋町の創業等促進支援事業補助金交付要綱、これに関しましては、空き店舗という定義がございませんので、空き家を改造して、それを創業しても対象にはなっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

ぜひ、これはですね、結構大事な部分だと私は思っています。町内にいっぱい空き家があるわけですので、やっぱり空き家も空き店舗と同じような認識を持つべきだと私は思う。それが町内移住にもつながってくるという見方をしていくべきだと思っておりますので、一つ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次にですね、創業等促進支援事業については、私が聞いている限りでは、近隣の市町では、こういった制度はできていないということでございますが、1 件当たり 200 万円という補助とい

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

うのは相当魅力があると私は思います。29 年度末までという、今の条例ではなっているようでございますが、この期間を限定する、一応 29 年度末で終わると思いますけれども、ぜひこれは延長してですね、これから先も支援活動を行っていくべきだと思っております。この件についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在、2つの要綱は26年12月に創設されて、特例要綱をつくって、来年の3月まで創業促進は従来上限が100万だったものが200万、空き家については月5万が限度だったのが、6万というような特例要綱ができております。この特例要綱が来年3月までの期限となっておりますので、そのあとのそれぞれの要綱につきましては、先ほど申しましたように、創生総合戦略に載っていないもの、それと区域の問題等もありますので、現在引き続き、また更なる魅力があるような要綱に見直したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

そうですね。大体、何でも制度というのは、そこを縦で考えていきますので、やっぱりこれはリンク、お互いしているわけですので。ぜひですね、この制度は非常にいいと思いますので、継続しての取り組みを期待をしておきます。

先に進まさせていただきますが、企業誘致事業について、説明では実績1件ということがございますけれども、企業誘致のメリットというのは、税収の増加と雇用の増大というのが、もう基本的な考え方であるのは御承知のとおりです。この中で、業種等で何か制約はありますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋町の企業誘致条例の中で事業所の基準というものがございます。これは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、学術研究、専門・技術専門サービス業、宿泊業、飲酒サービス業、ただし風俗営業等の規制に関する法律に規定する業種は除くというものになっておりまして、それ以外にも教育、学習支援業、医療、福祉、その他まちづくりに寄与するものであると町長が特に認める事業所ということで、そんなにきつい制限にはなっていないというふうに考えております。

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

今、お聞きした中では、特段業種の制約はないというふうに思います。今の実績数のことですが、多いか少ないかと言えば、少ないに決まっていますが、これどのような手段で取り組んでおられますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

すみせん、質問の内容を聞いてもいいでしょうか。質問。どのような、すみません。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

企業誘致、事業に取り組んであるわけですが、企業誘致をするときにはですね、基本的には目的意識をもって普通は取り組みます。例えば、この地域にこの業務、これを入れてくれというのが基本的な考え方と思いますが、いろいろな取り組み方があると思うんですけど、今、芦屋町の取り組み方としては企業誘致をするためにどのような手段で行ってある、取り組んでいるかということ。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この地域づくり課に来てまだ1年、2年弱となっておりますけれども、この企業誘致条例について、特段の考えを特に持って取り組んではおりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

今、言いましたようにですね、企業誘致というのは、本来目的を持ってやらないかということですが。そのようなところからすると、どのような目標を持っているかと聞いたかったんですが、ないようですので、この件については結構です。

ではですね、次にスーパーはまゆうの誘致が実現しました。あの時の誘致の考え方というのは、

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

中心市街地の活性化、住民の生活利便性の向上というのが目的であったと思います。その後の課題としてはどのように捉えておられますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成 24 年 5 月にスーパーはまゆうがオープンして、船頭町駐車場付近には多くのお客さんが訪れるようになりましたが、正門通り商店街は、閉店した店舗が多く、スーパーに来たお客様を商店街周辺に誘導するというようなことは思うようには進んでおりませんでした。

このため、平成 26 年 12 月に芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱を創設し、商店街の空き店舗に係る家賃の一部を補助することで商店街のにぎわいづくりに取り組み、現在まで 5 件の空き店舗を利用した出店がっております。

ほかにも、平成 27 年度に、観光客の誘致と町内消費の拡大を目的に町外者限定のプレミアム券「〇得通貨」を発行したり、平成 26 年の年末には、町内の 80 事業所が参加した歳末大売出しの時期にあわせたプレミアム付き商品券を発行するなど、商工会及び事業者の方との連携により、地域の消費喚起及び活性化に取り組んだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

この件についてはですね、スーパーはまゆうの誘致というのは、本当に行政からすれば、呼び水の的なものですね。これでいいんですが、要はですね、その後のことなんですね。やっぱり、今、行政としてやるべきこと、空き店舗誘致のための支援事業とか、創業支援を含めてですが、いろいろ取り組んでありますけど、こう見とつても、町の姿勢というのは昔から変わらないんです。私が商工会におるころから変わらない。だけどもですね、私がおるころは、やっぱり自分が動いていましたよ。私はそういうことを考えるときにですね、やっぱり商工会とか商店街の関係者みずからがですね、やっぱり積極的に動くという姿勢が大事なことだと思いますので、この件については、行政からですね、やっぱり喚起、要請すべきだと私は思います。本気でやるという姿勢がほしいなど、このように思っていますので、今後の動きに期待をしておきます。

次にですね、特産品開発事業と農商工連携についてお尋ねします。特産品イコール名産品と言ってもいいと思いますが、この特産品の開発については、製造業者も活用できますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

○地域づくり課長 入江 真二君

現在、特産品開発をしておりますのは、商工会が主となって行っております。その商工会の部会の中でいろいろな芦屋町の地域産品を挙げて、それで加工業者等々も協力があって、サワラみりんであったり、サワラのみそ漬、サワラおやき等を開発しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

商工会の中でプロジェクトをつくって、いろいろな研究等を行っているということのようですが、その中に製造業者が入っているのか、入っていないのかなと思って、今お尋ねしてみました。どうでしょう。製造者は入りますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

そのプロジェクトの中には、製造業者の方は入っておりません。ただ、実際に長野県の松本とか東京に食品販路をするときには、食品製造業者等も一緒に行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

あのですね、こういう特産品開発なんていうのは、製造業が一番近いと私は思います。ぜひですね、業種の垣根というのではないわけですので、積極的に製造業者も取り組んでいくべきだところのように思います。

特産品開発で一番大事なことはですね、販路拡大の仕掛けが一番大事なポイントになるかと思えます。先ほども言われましたさわらサミットですね、これは昨年ですね、大々的に開催されて非常に話題になりました。ではですね、今、現実的にどの店に行けば食べられるかですね、把握していますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

ことしの2月にさわらサミットをしたときには、その波及効果事業ということで、町内の飲食店で、そのサワラの特産メニューを、すみません、2カ月ぐらいだったと思えます、置いており

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

ますけれども、成果としてはあまり芳しくなかったというような状況がございます。それとサワラは旬のものということもあって、今現在、このサワラをメニューにしているところもありますけれど、特産品メニューということで、まだ販売を続けているというところは把握しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

やっぱりですね、消費者の方にいかに知ってもらおうかということが大事なことだと思います。特産品開発プロジェクト等々のメンバーは、私は一生懸命になって研究、開発に取り組んでこられていました。で、できました。イベントをやりました。で終わっている感じがしてなりません。今のままでは普及拡大が非常に望めないなど、薄いなどというように思います。要は、フォローをどのようにするかということだと思っています。それは誰が販売するのかというところでございますが、せっかくだとつくり上げたものなんですね。やっぱりここもまた同じことになりませんが、商工会とか飲食業界がですね、取扱店はこんな店ですよときちっとしたPR活動を行って、消費者に訴えていくべきだと、このように私は思います。いずれにしても、特産品というのは次々にできることは非常にいいことではございますが、それらをまずはですね、町民に先とか言っています。町民の方々に周知して、利用しやすい体制づくりをするためにですね、空き店舗を活用したアンテナショップをオープンする気持ちは、考え方はありませんか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在、そのさわらサミット、ことしの2月に第1回を開催しまして、これは芦屋町のサワラをブランド名を上げる、認知度を上げる、そういったことを含めてさわらサミットを立ち上げ、こういうことを繰り返すことで、芦屋町に来れば、生きのいい、おいしいサワラが食べられるというようなことが、まだまだ必要だというふうに考えております。このためには、当の漁業者の方の盛り上がりも、もちろん重要だと思っていますし、そうすることで販路拡大をすることもできるというふうに考えております。お尋ねの芦屋町の空き店舗を活用して町がアンテナショップをするというようなことは、現在想定しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

これはですね、これから考えていただければいいことかと思っています。要は消費拡大をどのようにして図るかということが大事なことでございます。現在ですね、さわらサミット、それから砂像展、ファミリーフィッシングですね、さまざまな、いろいろなイベント行事がですね、繰り広げておられて、芦屋町への入り込み客数も非常に増加しておると思います。これはですね、今後も粘り強いですね、継続的な取り組みが必要だと思っておりますので、いろいろ期待もしておりますし、私自身もしっかりと参加もしていきたいと思っています。

ではですね、次の要点 2、地域経済活性化への取り組みについてということに移らせていただきます。

近年、1. 5 次産業とか 6 次産業とかですね、という言葉がありますように、各業種に従事している方々の個々のつながり、連携、またあるいは観光推進プロジェクトといいますか、そういったこと等によって新たな商品が生まれてきています。ただですね、農業、漁業、商工業者のですね、個々の連携ができれば、それなりの成果ができてくるのは事実でございますけれども、一業者、一個人としての取り組みではですね、将来的に販路の拡大には限界があると思います。したがって、ネットワーク化を図ることが重要ではないかと私は考えます。これから芦屋ブランドの開発、それから地元産品の販路拡大、消費拡大を図りやすくするためにはですね、その個々の事業者をリードする立場にある商工会、観光協会、漁協、JA、この各組織体が情報を共有して、補完し合える体制づくりができれば、より一層、継続的、発展的な取り組みにつながっていくと、私はこのように思います。余談ですけれども、これから芦屋港湾の活性化を動いていくと思っておりますけれども、この中でも一役買うことができる、担うことができるんじゃないかというふうに思っています。このような考え方から、地方創生事業の終了後のことも考えたとき、この産業分野による産業振興に関する研究会、仮称ですけれども、設置する考えはないのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在、商工会で取り組んでおります特産品開発プロジェクト推進事業委員会及び専門部会は、平成 26 年度から、関係機関や農商工連携による特産品等の開発によって、地域経済の活性化に取り組んでおるところで、現在のところまで、芦屋のサワラ、芦屋の赤シソ等を活用した特産品も開発、販売しております。

また、行政においても、芦屋ブランド認定制度、これはまだ正式には決まっておられませんけれども、芦屋町が認定する芦屋の地域物産、そういった認定制度に基づいて、認定制度も含めて、今後、商工会との連携も必要となるというふうに考えておりますので、現在のこの組織の中で、

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

確かに今ですね、地方創生で走っているわけですから、今の動きを、例えば止めてつくるとか、そういうことではありません。将来を見据えて、そういうことが必要じゃないかということを私は思っ提案しているわけです。町長、この件についてどう思われますか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

辻本議員さんのおっしゃられる通り、本当にごもつともなことなんですが。なんですが、結局このさわらサミットにしても始まったばかり、全てのことについて、とにかく行政のやるメニューは多すぎて、今、整理がついていないというのが、私の正直、実感であるわけでございます。これはやっぱり第 1 ステップ、第 2 ステップ、第 3 ステップということですね、急激にすれば走っていけば息切れをしますので、今、課長がるる、いろいろ説明したように、直すところは直す。やり直すところはやり直すということですね、いろいろな形の中で、また議会の皆さんにも御相談する場面があるでしょうし、商工会にも叱咤激励して、取り組むようにという形の中で協議しなければならないと思っております。いずれにしてもですね、人がやることですので、やはり商売人の方みずからがその気になって 2 人、3 人で結構なんですが、引っ張っていただけるリーダーがですね、やっぱりいないいろいろな事業はできないと思っておりますので、またいろいろな形の中で、お知恵を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

私も今町長がおっしゃったように、確かにやっぱり 1 歩 1 歩だというのはよくわかっていますが、私はちょっと将来を、フライングかもしれないけど、3 歩ぐらい先を行ったと思いますけど、こういうことも考えていただければと思っております。

では、次のですね、②です。

平成 26 年にですね、小規模企業に焦点を当てた小規模企業振興基本法、それとあわせて小規模支援法というのが施行されています。このですね、小規模企業振興基本法というのはですね、それまではですね、中小企業基本法というのがあったんです。今でもあるんですよ。あるんです

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

が、日本全国津々浦々、人口の減少、高齢化ですね、地域経済の低迷、まあそういったことの影響を受けている小規模事業者が多いということですね、その辺の今やっている、細々とやっている事業者の発展というのを希望しないけれども、維持していけるようにということで、国がですね、新しく小規模企業振興基本法というのをつくったということでございます。中小企業の定義と小規模企業の定義があるんですが、これは資本金と従業員数によって違うんです。今までは、それまでは中小企業という中でも大枠できとったんですが、中小企業の中でも 9 割は小規模事業者なんです。ここを何とかしようということをつくった制度です。したがって、これはですね、画期的な法律なんです。ということのを頭にちょっと置いていただいて、質問させていただきたいと思えます。

今ちょっと言いました、中小企業と小規模企業の違い、わかりますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

中小企業基本法の中に中小企業の定義というものがございまして、製造業、卸売業、小売業、サービス業、それぞれ資本金の額、出資の総額、常時使用する従業員の数等によって中小企業か小規模起業かというような定義がされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

今、私と同じことをね、そのとおりでございます。全然規模が違うわけですから、その中でですね、お尋ねさせていただきますが。じゃあ町内に小規模事業者はどのくらいおられますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成 28 年 4 月 1 日時点でございますけれども、芦屋町に 479 の事業所がありまして、うち小規模事業所数は 409 件となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

町内ではですね、中小企業と言われる会社はですね、何社しかありません。指を折るだけです。

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

あとは全部小規模事業者です。これは実態です。でですね、したがって小規模事業者イコール商工会の会員さんと思ってもらったほうがいいと思いますけれども、480 くらいですね、事業所を育成支援している商工会はですね、それぞれの法人、個人の事業者に対してのいろいろな経営支援を行っております。そういう商工会の団体としてはですね、400、約500 近くのそういう事業所を抱えている団体というのは商工会が一番だと思っています。地域合わせてですね、地域の総合的発展の役割を果たすというのも商工会法に規定されておりますので、この考え方からすれば、商工業の振興、まあ、なかんずく小規模事業者の育成、支援の根幹をなす法律が制定されて、国、県も小規模事業者を応援しているという状況がありますので、私が提案をしたいのは、町自体はいろいろな、さまざまな、町長の話もありました事業に取り組んでおられますけれども、この小規模事業者支援を積極的に支援するその根幹、理念となるですね、小規模事業者の支援に関する条例をつくる考え方はありませんか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず要旨にあります、この昭和38年7月に、この中小企業基本法というのは公布されておまして、その基本理念というものは、目的は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることが目的とされております。

その次の、平成26年6月に公布された小規模企業振興基本法の目的も、この中小企業というところが小規模企業に変わるような基本的な目的というのは変わっておりません。この小規模企業振興基本法第7条に、地方公共団体の責務としまして、地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに規定しております。

福岡県でも平成27年10月に中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的に福岡県中小企業振興条例を制定しており、現在、福岡市、北九州市など県内10市町村が既に条例を制定しております。

全国には、385万の中小企業があり、その9割が小規模事業者というふうに言われております。芦屋町では、現在この条例は制定しておりません。ですが、平成26年12月に芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱及び芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱を創設し、町内への新たな事業の創出や後継者の新分野への支援に取り組んでおります。また、プレミアム付き商品

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

券の発行により、販売活動の支援及び消費者への消費喚起等により、町内の事業者への支援に取り組んでおります。また、商工会では、本年 3 月に経営発達支援計画が国に採択され、町内の小規模事業者への伴走型の経営支援に係る補助金や融資制度が活用できるようになっております。

議員が御提案される条例を制定する場合には、いかに地域の小規模企業者の実態や要望を把握することが最重要であると考えております。また、町民の皆様にも、小規模企業の振興の重要性に対する理解と協力の必要性を訴えることも重要であろうと考えております。このため、現在、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱及び芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱等のあり方もあわせて、条例制定について検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

そうですね、この法律ができてですね、もう 3 年ほど経っておりますけれども、冒頭に言いましたように、この法律の趣旨というのは非常に大きいと思います。重要なことだと思います。したがってですね、国自身が方向転換したわけですから、そういうことも頭に覚えていただきながらですね、今後検討していただきたいと思っております。

町長、最後に一言、思いを。考え方、何かありませんか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

条例をつくったら、どうかということなんですが。昨年も川上議員から同様の御質問をいただいたわけですが、るる、辻本議員の質問に地域づくり課長が答弁させていただいたわけですが、課長の申し上げたとおり、今までに芦屋町創業等促進支援事業補助金、芦屋町空き店舗活用事業補助金及びプレミアム商品券の発行等々、町内事業者及び消費者の支援に取り組んで、このほかにもいろいろあるわけですが。

商工会においても、本年 3 月経営発達支援計画が国に採択されたことにより、町内の小規模事業者への伴走型の経営支援に係る補助金や融資制度が活用できるようになっており、町及び商工会において、町内事業者の支援に取り組んでいる状況が、現在のところであるわけですが。議員御質問の小規模企業振興条例の内容につきまして、このことにつきましては、基本理念を定め、市町村の責務、事業者及び商工会等の役割を明記し、小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するものであり、条例制定につきましては、町内事業者及び商工会との十分な検討が必要と考えております。先ほどの私が答弁させていただいたものと関連いたしましてですね、まだま

平成 29 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

だ整理しなくちゃいけない部分がたくさんあるわけでございます。今はやはり要綱ですね、させていただけますと、いろいろ弾力性があるって、いわゆる今のところ身のこなしがいろいろな形で変えられるという形のほうが今はベストではないかと思っております。もう少しいろいろな形の中で、これでやろうという方向性が固まりましたら、条例制定というのもいいかなと思うわけでございますが。今はまだ時期尚早ではないかと私自身思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

これはですね、すぐつくってくれということではなくて、そういうことをずっと頭に置いて先に進んでほしいという思いがあるので、質問させていただきました。これからもですね、小規模事業者のための継続的なですね、取り組み支援については、しっかりやっていただきたいということを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。